

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	ひとり親家庭等医療費等の助成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南房総市は、ひとり親家庭等医療費等の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

南房総市長

## 公表日

令和6年2月22日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費等の助成に関する事務
②事務の概要	<p>南房総市では、南房総市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(以下「条例」という。)に基づきひとり親家庭等の父母等及び当該ひとり親家庭等の児童に係る医療費、調剤費、診療報酬証明手数料及び調剤報酬証明手数料(以下「医療費等」という。)について、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るために当該医療費等の一部を助成している。</p> <p>条例の規定に従い、ひとり親家庭等の父母等及び当該ひとり親家庭等の児童の療養に要する費用の額から保険給付額、自己負担額等を控除した額を助成する。具体的には、</p> <p>①ひとり親家庭等医療費等助成事業に係る助成資格の申請又は登録内容の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>②ひとり親家庭等医療費等助成事業に係る医療費助成の申請の受理、その医療費助成の申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>において、個人番号を利用する。</p>
③システムの名称	児童福祉システム(ひとり親医療費助成)・団体内統合宛名システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. ひとり親医療費受給資格者台帳ファイル 2. 税参照者情報ファイル 3. 医療費情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・南房総市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第9号</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>・なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課総務グループ 千葉県南房総市富浦町青木28番地 0470-33-1021
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部社会福祉課児童福祉係 千葉県南房総市谷向100番地 0470-36-1151

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	特定個人情報保護委員会規則	番号法第19条第14号	事前	
平成29年6月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	社会福祉課長 加瀬 浩一	社会福祉課長 石井 克仁	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成26年7月1日	平成29年6月30日	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年6月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年7月1日	平成29年6月30日	事後	重要な変更にあたらない項目
平成30年7月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	社会福祉課長 石井 克仁	社会福祉課長	事後	重要な変更にあたらない項目
平成30年7月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日	平成30年7月1日	事後	重要な変更にあたらない項目
平成30年7月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日	平成30年7月1日	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日	平成31年4月1日	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日	平成31年4月1日	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第14号	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	IVリスク対策	記載なし	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴う修正
令和3年1月27日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年6月30日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年1月27日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年6月30日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年12月6日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第9号	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年12月6日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月30日時点	令和3年6月30日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年12月6日	II-2 取扱者 いつ時点の計数か	令和2年6月30日時点	令和3年6月30日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年1月11日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月30日時点	令和4年6月30日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年1月11日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月30日時点	令和4年6月30日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和6年2月22日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月30日時点	令和5年6月30日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和6年2月22日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月30日時点	令和5年6月30日時点	事後	重要な変更にあたらない項目